

屋外会場 注射日程表		
と き	と ころ	
4月16日 (火)	午前10時～11時30分	阿波洲神社
	午後1時30分～3時	天神社
4月18日 (木)	午前9時～10時	文理台公園南側入口
	午前11時～正午	耐殿神社
	午後1時30分～3時	田無庁舎西側中庭
4月19日 (金)	午前9時～10時	谷戸出張所
	午前11時～正午	母子保健センター
	午後1時30分～3時	東伏見稲荷神社下駐車場

雨天振替日

4月22日 (月)	午前10時～11時30分	田無庁舎西側中庭
	午後1時30分～3時	文理台公園南側入口

### 狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主は、飼犬に狂犬病の予防注射を年に1回受けさせることが、法律で義務付けられています。

市では、左表の日程で屋外予防注射を実施しますので、ご利用ください。左表以外の日程で、狂犬病予防注射を受ける方は、お近くの動物病院で受けてください。

動物病院で、注射証明書が出された場合、環境保全課で狂犬病予防注射済票の交付(手数料50円)を受けて手続きの終了となります。

雨天等による中止は、開始の15分前の天候で判断します。雨天振替日は、中止日がなかった場合には、開催しませんのでご注意ください。

環境保全課(☎内線2212)

### 市税等休日納付相談

ふだん、仕事等で市税等を納めることができない方や、納付相談に来られない方のために、休日納付相談を開設します。

ぜひ、この機会をご利用ください。

とき 4月27日(土) 午前9時～午後4時

ところ

田無庁舎 税金…2階(203会議室)、国民健康保険料(税)…2階保険年金課窓口

保谷庁舎 1階納税課・保険年金課窓口

税については、納税課に、国民健康保険料(税)は、保険年金課にお問い合わせください。

納税課(☎内線135)、(☎内線212)

保険年金課(☎内線1481、1482、(☎内線2135、2136))

### 都の配偶者暴力相談支援センターが決まりました

東京都では、昨年10月に施行された、DV防止法(配偶者からの暴力防止・被害者の保護に関する法律)により、今年4月から実施することとされていた、都道府県に設置される「配偶者暴力相談支援センター」について、次の2つの施設で役割を分担して取り組むことになりました。

配偶者の暴力で悩んでいる方、自立するための支援を求めたい方、相談なさってはいかがですか。

東京ウイメンズブラザー相談、心理カウンセリング、自立支援講座、普及啓発等(☎03・5467・2455)

東京都女性相談センター(一時保護および関連業務(夜間緊急対応等)、相談、通報対応(☎03・5261・3911))

警察官による暴力制止、被害者の保護や裁判所による退去命令、接近禁止命令などの措置は、昨年10月の法律施行から実施されています。

生活文化課(☎内線1420、1421)

### 消費生活相談Q&A

#### 「未成年者契約の取り消し」

Q 駅前を歩いていて、アンケートに答えてと呼び止められた。立ち止まったら、すぐそこだからとエステサロンに連れて行かれ、化粧品と健康食品の購入契約をすることになってしまった。まだ学生でアルバイトの収入しかなく、とても支払えないので、なんとか解約したい。

A この事例は、契約から2か月後の相談でしたが、相談者は未成年者であり、親権者の承諾も得ていない契約でした。未成年者(満20歳未満の者をいいます。ただし、法律上の婚姻をした者は成人として扱われます。)が、法定代理人(多くの場合は親権者)の承諾を得ないで行った契約は取り消すことができるので、本人または親権者の名前で取り消し通知を出すよう助言しました。

取り消した場合、契約はな

かったことになり、支払った金額は返金されます。

受け取った商品のうち、残っているものは返却しますが、使ってしまったものや、受けてしまったサービスの代金を支払う必要はありません。

しかし、クーリング・オフで契約を解除した場合、消費品として指定されている健康食品や化粧品の使った分については、支払わなくてはなりません。

未成年者の取り消しでは、支払う義務はないのですが、取り消し通知を受け取った事業者から使った分は支払うように言われるケースが見受けられます。不審なことがあります。たら相談室へお問い合わせください。

消費生活相談室(☎25・4040)、田無庁舎2階生活文化課内消費生活相談室(☎内線1431)

## 無料市民相談

内 容	日 時	場 所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談(☎64・1311内線1432) 保谷庁舎の相談(☎64・1311内線2115)
法律相談(予約制)	4月18日・19日・25日・5月2日・9日 午前9時～正午	(田)	
	4月17日・23日・24日・5月1日・7日 午後1時30分～4時30分 23日は女性弁護士による相談です	(保)	
人権・身の上相談(予約制)	4月25日・5月23日 午前9時～正午	(田)	
人権・身の上相談	4月22日・5月13日 午後1時30分～4時30分	(保)	
税務相談(予約制)	4月25日・5月9日 午後1時～4時	(田)	
	4月18日・5月2日 午後1時30分～4時30分	(保)	
不動産相談(予約制)	4月18日・5月2日 午後1時～4時	(田)	
	5月9日 午後1時30分～4時30分	(保)	
登記相談	5月10日 午後1時～4時	(田)	
	4月19日 午後1時30分～4時30分	(保)	
表示登記相談	5月9日 午後1時～4時	(田)	
	4月25日 午後1時30分～4時30分	(保)	
交通事故相談(予約制)	4月24日・5月1日 午後1時～4時	(田)	
	4月17日・5月8日 午後1時30分～4時30分	(保)	
年金・労災・失業保険 人事管理一般相談	5月8日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政相談	4月19日 午後1時～4時	(田)	
	5月2日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政手続き相談	5月1日 午後1時30分～4時30分	(保)	

内 容	日 時	場 所	問合せ
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時	田無庁舎2階生活文化課 (☎64-1311内線1431)	消費生活相談室 (☎25-4040)
		消費者センター	
求職・求人相談(ハローワーク)	4月18日 午後1時～4時 4月25日 午後1時～4時	田無庁舎2階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432)
		保谷庁舎4階会議室	保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
高齢者就業相談(武蔵野高齢者就業相談所) 0422-53-4545	4月18日 午後1時～4時 4月25日 午後1時～4時	田無庁舎2階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432)
		保谷庁舎4階会議室	保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
住宅増改築相談	5月10日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー	消費者センター (☎25-4141)
		保谷庁舎1階ロビー	
動物相談	4月17日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
		保谷庁舎1階ロビー	
児童相談	毎週月曜日午前9時～正午	田無庁舎1階子育て支援課 (☎64-1311内線1521、1522) 事前連絡が必要です	
母子相談(ひとり親相談)	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課 (☎64-1311内線2351) 事前連絡をしてください	
身体障害者相談	5月8日 午後1時～3時	保谷保健福祉総合センター第1相談室 田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 (☎64-1311内線1561、2346)	
知的障害者相談	4月16日 午後1時～3時		
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分	保谷庁舎4階	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談(☎25-4972)
		田無庁舎5階(予約のみ)	
電話医療相談(田無医師会)	4月16日小児科、23日内科、 5月7日内科 午後1時30分～2時30分	(☎63-1100) (FAX62-2094)	
電話歯科相談(田無歯科医師会)	5月10日 午後0時30分～1時30分	(☎66-2033)	

▶相談場所 (田)..田無庁舎2階市民相談室 (保)..保谷庁舎1階市民相談室

▶予約方法 予約制の相談...電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場で受け付けます。

開始時間から受け付けます

予約制以外の相談は、開始時間から受け付けます

\*相談の秘密は厳守します。